草津市教育委員会会議録

令和６年１１月定例会

（１１月１９日開催）

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	我孫子智美
	委員	森登世美
	委員	伊藤有理
	委員	小辻寿規
事務局出席者	教育部長	岸本　久
	教育部理事（学校教育担当）	菊池　誠
	教育部副部長（総括）	安藤智至
	教育部副部長（スポーツ担当）	田中　歩
	教育部副部長（図書館担当）兼　図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼　児童生徒支援課長	好士崎壯
	教育総務課長	山田晋作
	生涯学習課長	古川郁子
	総務課長	髙阪純司
	職員課課長補佐	高井雅之

令和６年１１月草津市教育委員会定例会会議　次第

令和６年１１月１９日　午後２時００分開会
（草津市役所　６階　教育委員会室）

日程第１　会期の決定について

日程第２　１０月定例会会議録の承認について

日程第３　教育長報告

日程第４
付議事項（１３件）
議第６４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第６５号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第６６号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第６７号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第６８号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第６９号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第７０号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第７１号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第７２号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第７３号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第７４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第７５号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第７６号　臨時代理の承認を求めることについて

日程第５

報告事項（１件）

（１）寄付の受け入れ報告について

開会　午後２時００分

藤田教育長　それでは、ただいまから草津市教育委員会１１月定例会を開会いたします。

――――――日程第１――――――

藤田教育長　日程第１、「会期の決定について」でありますが、本日１日限りといたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議がないようでございますので、１１月定例会は、本日１日限りといたします。

――――――日程第２――――――

藤田教育長　次に、日程第２、「１０月定例会会議録の承認について」でありますが、あらかじめ事務局から配布され、確認されていると思いますが、御異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議がないようですので、１０月定例会会議録は承認されたものと認めます。

――――――日程第３――――――

藤田教育長　次に、日程第３、「教育長報告」に移ります。

それでは、私の方から諸般の報告をさせていただきたいと思います。

１０月１９日に「アートフェスタくさつ」が開催されました。

市の庁舎では、つくる、おどる、奏でる、表現するなど２６ヶ所のわくわく体験広場が設けられました。各コーナーには多くの親子連れの皆様が様々なアート体験に興じていただいたところです。私も市長と一緒に、尺八体験に挑戦をしました。ほんの少しで

すが、音が出まして、大変満足した体験となったところでございます。

近くの込田公園では、地域のクリエイターと直接触れ合えるワークショップや、安心で美味しい滋賀のフードのコーナーも設けられました。あいにくの雨で傘をさしながらの体験になりましたが、皆さんそれぞれ楽しんでおられました。こうしたイベントを通じて、子どもたちにとって日頃できない貴重な体験や経験ができるとともに、親子のふれあいもより一層進むことに繋がり、子どもたちの成長に良い影響を及ぼしていると感じたところでございます。

次に、１０月２６日に、西一会館で文化祭が開催され、地域の乳児から高齢者の方までが参加され、日頃の皆さんの趣味や青少年の取組の成果などが発表されていました。

その後、今年度のキッズシネマの撮影のテーマである「ベジクサ」の地元である山田まちづくりセンターで、キッズシネマの事前学習会があり激励に訪れました。撮影は、来週の末に行われる予定です。完成が待ち遠しい状況でございます。

その後、草津クレアホールで市民文化祭の開会式が行われましたので出席をいたしました。主催されました草津市文化協会は今年で創立６０周年を迎えられ、これまでから舞踊、華道、茶道、和楽器、俳句など様々な文化振興に多大な御貢献をいただいており、これからも文化が根付くまち草津の実現に向けて益々の御活躍を御祈念いたしたところでございます。

午後からは草津市青少年育成会議主催の「青少年育成大会」が開催されましたので、第二部の「青少年主張発表大会」から参加をいたしました。優秀賞を受けられた８名の中高生から意見発表が行われましたが、どの作文も数年後には成人年齢に達するということを見据え、社会に出ていくことを意識したものが多く、その内容は我々大人に向けられたメッセージではないかなと思うほど、言動や行動、意識について考えさせられる良い機会になったところでございます。

次に、１０月２９日に、矢倉小学校の５年生を対象にした、フローティングスクールうみのこ乗船前のびわ湖学習が行われました。

授業には県の地球温暖化防止活動推進員の３名の方をお迎えし、「生きているびわ湖」と題して、地球温暖化によりびわ湖にど

のような影響が出ているのか、生き物を通して、夏と冬のびわ湖の様子などを観察することにより、びわ湖でも温暖化の影響がおこっていることを学びました。

１１月１１日に、児童がうみのこに乗船しましたが、この学習で学んだことを実際のびわ湖の湖上学習によって、より深い学びになることを期待したところです。

その後、草津中学校を訪れ、美術の授業を視察いたしました。美術が与える豊かさや社会との繋がりを考えることを目標に、美術の授業で草津市をＰＲする創作和菓子を考えて、樹脂粘土で食品サンプルを制作される授業でした。その作品をもとに叶匠寿庵様の御厚意により実際にオリジナル和菓子が完成をし、その試食会も行われました。草津市の花である「アオバナ」や地元の渋川の民俗芸能である「渋川の花踊り」の花傘を題材に、草津市をＰＲする４種類のオリジナルの和菓子でした。中学生の熱い思いに応えてくださった叶匠寿庵様のおかげで、このような場を設けることができたということでございます。心より感謝申し上げます。

次に、１０月３０日に松原中学校で、家庭科を核にしたＥＳＤ活動が展開されているということで視察に訪れました。中学校３年生が校区内の三つの保育園、こども園との交流と保育実習に取り組んでいますが、私が訪れた日は笠縫こども園の５歳児との保育実習でした。まず体育館で自己紹介や手遊びを行った後、タブレット型の紙芝居による春大根の栽培方法を５歳児にわかりやすく説明をされました。その後、実際の種植えは校内にある「松原ファーム」を舞台に行われました。松原ファームでは中学生と幼児が力を合わせて土を掘り返し、春大根の種を植え、水をやるという作業を行っていました。中学生が幼児に合わせて優しい表情や言葉遣いにより、少し年の離れた兄弟のように仲良く作業をしていたのが印象的でした。

この皆で植えた春大根の種は来年の３月上旬に収穫され、３年生は卒業記念の大根として受け取り、残りは２年生が販売をされる予定です。

今回のＥＳＤ活動を通し、保育の仕事を体験することによって職業観の育成、自己理解の深化、社会貢献意識の育成を、また幼児と話したり触れ合うことによりコミュニケーション能力の向上、共感力、思いやりの育成を目的として授業の狙いを定められています。

次に、１１月３日の文化の日には、「お仕事体験・学習イベントしがわーくフェスタ」がＹＭＩＴアリーナで昨年に引き続き開催されました。小学生を中心に仕事を楽しみながら体験できるものばかりでございました。本市でのキャリア教育は中学校１年生の立命館大学キャンパスツアー、中学校２年生の職業体験を経て、中学３年での進路決定という流れで、中学生を中心に進めてきておりますが、今回のお仕事体験は小学生にとっては大変貴重な場となっております。私達の生活がどのような仕事によって支えられているのか、そして子どもたちの仕事や将来の夢を考える良い機会になりました。

翌週の９日には、第３回草津市健幸都市くさつランフェスティバルが「ａｉ彩ひろば」を会場に開催をされ、私は親子ラン２㎞の表彰式にプレゼンターとして出席いたしました。入賞者の方の話を聞いてみますと、大会をめざして日頃から親子で練習するなど、タイムを競うだけでなく、日頃から家庭内のコミュニケーションも活発になるなど、運動を通して親子の絆を感じることができました。

さまざまな行事やイベントを訪れていますが、多くの市民、事業者、団体の皆さんによって、子どもたちの健やかな成長を下支えしていただいていることが改めてよくわかったところでございます。そして子どもたちが元気になれば、地域も大人も元気になる、今後もこうした好循環を教育の観点から進めていきたいなと感じたところでございます。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。

それでは、各委員の皆様から、教育全般に関する事項で、御意見、御感想などをお願いいたします。

我孫子委員

１０月１８日に総合教育会議、１０月２４日に全国造形教育研究大会の滋賀大会、１０月３１日に滋賀県の都市教育委員会連絡協議会に参加させていただきました。

全国造形教育研究大会の滋賀大会は、基調提案と実践紹介それから文部科学省の初等中等教育局教育課程課の教科調査官の方２人の講演を聞きました。「未来をつくる子どもを育む学びの場の創造、学びを支える豊かな学習活動とは」という演題だったのですけれども、講演では、上手下手だったり、正解不正解という結果だけの評価ではない学びだったり、気づきから成長してもらうために、

表現と鑑賞の二つの学習を相互に関連させることが大事ということをおっしゃっていました。答えのない問いにどうやって立ち向かっていくのか、自分の意見を持つこと、伝えることが大事であり、また相手の意見を聞いて、それをそのまま受け止めるということも大事で、その中でどう答えを出していくのか、ということで、美術は副教科と言われるのですけれども、ある意味、生き方を学べる授業で幼保小中のこの時期だからこそ大事な授業なのだなということを認識させてもらいました。実践紹介では先生方の工夫を見ることができました。今後も引き続き子どもたちが楽しく学べる授業をお願いできたらなと思いました。

１０月３１日の連絡協議会では分科会がありまして、「部活動の地域移行について」のテーマに参加させていただきました。どこの市も、いろいろな問題や課題があって、課題がとにかく出てくるという会で、やはり進めていくのは難しいのだなという印象でした。ただ週末だけではなく平日も部活を地域移行するという方向が発表されている中で、各市それぞれの教育委員会だけで進めていくのではなく、いろいろな市や県と連携しながら、統括コーディネーターや連絡を調整してくれる方など窓口があって、進めていくのがいいのかなと個人的には印象を持っていて、ただどのように進めていけばいいのかは、私の中でもまだあまり見えていないというのが正直なところです。部活動の地域移行は進んでいくっていうことは見えているので、できるところから進めてもらえたらなと感じました。以上です。

森委員　　１０月１８日の総合教育会議に参加させていただきました。それと２９日に草津中学校の２年生の美術作品が叶匠寿庵様の手により和菓子になったということで、美術の授業の試食会を参観させていただきました。全部で４つの和菓子が完成して、アオバナ水饅頭、渋川の花踊りの花笠、びわ湖と桜をモチーフにした水桜花と、アオバナ団子、この日は水桜花を試食するという授業でした。授業では茶道と和菓子の歴史や、和菓子にちなんだクイズを行って、3問正解した生徒に先生が抹茶をお立てになって、それを飲めるという日本の歴史や文化に親しむよう工夫されていました。授業の最後に、生徒１人ひとりが叶匠寿庵様にお礼のお手紙を書いていました。びわ湖と桜を連想した水桜花の和菓子はとても美しかったです。資料によると、生徒の感想には、自分の作品が和菓子

になることを知ってとても嬉しかったと書かれてありました。後でお話を聞くと、１人の先生が地域の和菓子屋さんに電話をかけて、それに答えてくださったのが叶匠寿庵様だったということで、生徒にとっても、地域や社会と繋がっていると頭に残ると思います。生徒が樹脂粘土で作った食品サンプルが本物の和菓子になったように、市内それぞれの学校で、子どもたちの自信に繋がるような、教師のアイディアあふれる学校になってほしいなと感じました。

３１日に都市教育委員会の連絡協議会に参加しました。研修会では近江八幡市の育てと学びを繋げる幼保小接続の取組が発表されました。そこで印象に残ったのは、小学校１年生からの不登校が増加しているということをおっしゃっていました。近江八幡市では、令和３年に市の教育研究所の研究員による円滑な接続に関する研究がスタートして、その研究員さんが就学前施設を訪問して、保育に参加する。定期的に通信を発行して、園児の活動内容や学びの姿、環境づくりなどを全市の小学校の教員へ意識付けを行っていました。令和５年からは、県の授業の学びに向かう力推進事業の指定を受けて、金田小学校区では接続加配教員が配置され、研修会を積み重ねて進めていっているということでした。やはり保育の現場と学校等を繋ぐ専門の役割の人がいると取組が進んでいくのだなと感じました。

分科会は、「幼児教育、保育と小学校教育の円滑な接続の推進について」に参加させていただきました。４つのことが話し合われて、元小学校の先生の教育委員さんから、小学校の先生がもっともっと幼児教育の現場を学んで知っていかなければならない、県の教育委員会からは、接続期のそのカリキュラムの作成は５２．２％ができているのだけれども、ブラッシュアップ検証改善ができていますかということをおっしゃっていました。つけたい力を考えて、カリキュラムを見直していくことが大切であるということ、教育委員会と福祉部局、子ども若者とか子ども未来部とかそういうふうに分かれている市がたくさんあって、その連携が非常に大切であると、近江八幡市の発表でも学校教育課の課長さんが、常に会議のときに幼児課が一緒にその会議に出席しているかを注意しているとおっしゃっていました。草津市も２つに分かれていますので、一緒に会議を持つようにお願いしたいなと思いました。

最後は、保育士不足について話題が集中しました。今後、近隣の

短期大学の幼児教育学部がいくつかなくなるそうです。今以上に保育士不足になることが明らかであると、中学校のキャリア教育、職場体験では、保育士とか幼児教育の現場は凄く人気なのですが、３年経って高校を卒業するときには、幼児教育を選ばない。だからそこに何か課題があるのではないか、それは待遇のことであったりだとか、保護者対応の難しさであったりとか、そうではないかなと。魅力を感じるようにしていかなければいけないのではないかとおっしゃっていました。そういう現状を聞くと、保育士不足というのは直ぐには解決しない、学校教育の働き方改革のときに、今学校現場の先生方が、これは本当に教員がやらなければいけない仕事なのか、説明を準備さえしておけば、他の人に任せることができる仕事なのではないかということを、働き方改革で一つひとつ見つめ直していっているように、保育の現場でも、もう一度保育士の働き方を見つめ直して、本当に子どもと関わる保育の免許がないとできない内容なのか、準備や説明、工夫さえすれば他の人にやってもらえる内容なのではないのかを考えていって、いろいろな人に入っていただいて、やっていくようにする意識改革とか発想の転換がないと、今後、どんどん難しくなっていくなと感じました。以上です。

伊藤委員

１０月２１日に教育研究所にて、１１月２８日より始まります「自分を見失わず、子どもに寄り添える教師、保育士であるために」という意識作りを応援する研修の打ち合わせに参りました。状況に飲み込まれない柔軟で冷静な自分づくりはどのようにすればよいか、またどういった研修を進めていくのが良いのかというお話をさせていただきました。忙しい先生方が計５回にわたる研修を受けていただけるか不安なところもありますが、こういった研修はやはり継続することが大切なので、この継続を通して先生方の意識がどのように拡大していくのか成長が楽しみなところでもあります。

１０月２９日にキラリエ草津で開催されておりました草津市青少年美術展覧会に参りました。就学前施設に通う園児、幼児、小・中学校の児童、生徒の図工、美術、書写作品、総作品数２０００点にも及ぶ展示は見応えたっぷりでした。特に目を引いたのは園児の色鮮やかな作品で、その中でも立体作品が素晴らしく、何日もかけて少しずつ作っている様子が作品からも垣間見られました。こ

ういったところで継続する力を育んでいっているのだなと感じました。また目新しいところといたしましては、中学２年生がパソコンを使い、写真を合成させた作品の展示がありました。美術の分野でもパソコンでの授業が始まっている様子がよく見てとれました。

１０月３１日に、令和６年度滋賀県都市教育委員会連絡協議会研修会へ参加いたしました。その後、滋賀県教育委員会と滋賀県と都市教育委員会連絡協議会との意見交換会がございました。私は「教員養成と現職教員研修の充実について」という分科会に参加させていただきました。話し合いの中心は滋賀の教育塾についてでした。令和６年度で１８期となるこの塾は、延べ３０大学１００名以上が参加されているものの、年々減少傾向にあり、全盛期の１５期１９８名入学からたった３年の間に半数に減ってしまうということはどういった点があるのかということで、そちらの対策について主に話し合いが行われました。この塾に来る７０％は教職員になるということで、大変有意義な塾ではありますけれども、大学の教育課程があるところでよく似たカリキュラムを作成している大学が多数あるらしく、そことかぶってきている点もありまして、学生たちはどうしても大学の方のカリキュラムに参加してしまい、県教のカリキュラムを忙しいという点もあって、なかなか参加してくれないという点があり、大学と連携してやっていくことはできないかというお話もありました。また、カリキュラムがあまり変わっていないというか、例年通りというところもありまして、ＩＣＴを考慮したカリキュラムに一部変更していくことはできないかというお話も出ておりました。

現職教員研修についてですけれども、現場が多忙かつ人手が足りないといった課題を抱えている中で、研修に行かせてあげたいが、その間の仕事を他の先生に割り振らないといけない心苦しさがあるといった点や、研修に出た日は学校に戻ってこなくてもいい日にも関わらず、仕事が残っているから研修の後に学校に戻ってきて仕事をしている先生たちがたくさんいるという話が出ておりまして、実際の現場は本当に多忙であるということがすごく問題になっておりました。そうなってくると、どうしても働き方改革というお話にまた発展していくのですけれども、やはり働き方改革をするにあたっては、結局のところお金が要るという話になっておりまして、このお金をどういったふうに捻出していくのかと

いう話にも発展しておりました。めざすべき点は、子どもが大切にされる学校ではあります
けれども、その前に先生が大切にされている環境の必要性をすごく感じたところであります。

これは個人的に参加したものにはなるのですけれども、１０月１６日にコードフォージャパンというシビックテックが立命館大学で行われておりました。こちらは、「日本におけるシビックテックの歩みと課題」と称しまして、オードリー・タン氏と安野貴博氏が対談をされていたのですが、そのときに興味深い話が出ていたので、それを御紹介させていただきたいと思います。安野貴博氏は都知事選に出馬されまして、何の宣伝もなく５位というところまで行かれて、その後にメディアに取り上げられた方ですが、どういった方法で都知事選を乗り切られたかというと、ＡＩ技術を使って乗り切られたということがありました。どのようなＡＩを使われたかというと、自分そのものの感情とか思考をＡＩに学習させて、アバターを作るという作戦で、そのアバターを２４時間ずっと稼働させている状態にして、市民からの質問にそのアバターが答え続けるという、そういった方法で若者の票をすごく獲得された方ですけれども、そのときに言われていたのが、「自分のことをなかなか短期間で理解してもらうことは難しいのだけれども、どんな質問が来ても２４時間対応して、答えているうちにいろいろな方に自分の考え方が浸透していくことができた。」というお話をされていました。教育の現場も多忙になってきますので、何か利用されるときが来るのかなと思いながら話を聞いていました。

オードリー・タン氏のお話ですが、印象に残ったのは、「ＡＩとかＩＣＴの技術が進んでくると、どうしても年齢の高い方はすごく拒絶反応を起こされる方が多く、対立するという形をとられることが多いのですけれども、それについてどうお考えですか。」という質問が市民から上がっていまして、そのときにオードリー・タン氏がおっしゃっていたのは、「対立という言葉は決して悪い言葉ではない。」とをおっしゃっていました。「その対立している火元と考えるとすると、その火そのものを見るということもできるけれども、その火の下に石油があるというふうにもとれるという話がありまして、対立から生まれることがたくさんあるので、その対立していることに目を向けるのではなく、対立のその先にあるものを見て対応していくことが大切です。」というお話をされていたの

がとても印象的でしたので、こちらでご紹介させていただきたいと思います。以上です。

小辻委員　　都市連絡協議会の方ですが、家庭や地域と学校の連携協働の分科会に参加させていただきました。家庭と教育、地域と教育をどのように結びつけていくかというところで、地域学校協働活動推進や地域コーディネーターの話であるとか、そういう話が当然出てきたのですが、地域のキーパーソンであるとか家庭内でのキーパーソンが誰かしっかり捉えて話をしていかないとかなり厳しい状態にあるっていう話をしておりました。基本的に家庭内においても保護者の意見が一致していない場合もありますし、地域においても様々な声があるという現状でございますので、地域の場合ですと地域から学校に向けて一緒に活動されている方々とどのように取り組んでいくのかという中身の方が重要であるという話をさせていただきました。時間が短かったので直ぐに終わってしまい残念ではありましたが、地域、学校、家庭とどのように繋がってくのかを悩まれていましたので、社会の移り変わりの中でどのようにしていくのかという話をさせていただきました。

１０月２６日に草津未来ＳＤＧｓ　Ａｗａｒｄｓの草津市と立命館共催の審査会がありまして、審査員として参加してまいりました。１位に選ばれましたのは、「食・色・職・植・触・祭」というのが選ばれまして、山田で食祭りとかも含めて考えていきたいというところで、メロン、食品ロス、愛彩菜を植えるとか、いろんなことをやっていきましょうという企画が１位に選ばれました。実際に、児童と幼児を対象にやっていこうということで準備が進んでいて、草津市の方からお金がついたというところでありますので、教育委員としてもサポートをしたいなと思っております。

ＢＫＣのウェルカムデーに参加しました。あおばな号も見せていただきましたが、最初はあおばな号にお子さんたちも集まらずに、「見たことがある」と話しながら通り過ぎていたのですけれども、お昼ぐらいから地域の方々が、近くに座って本を見たり、絵本を見たり、子どもたちの憩いの場になっていたなと思います。あおばな号がこのような形でいろいろなところに出ていくのはすごくいい機会になっているし、借りていただいて、返すときに図書館に足を運んでいただけたらいいなと思いながら拝見させていただいておりました。

草津市の美術展覧会に参加させていただきました。今年度も非常に多くの作品の応募があったようです。特に、写真が近年のブームなのか非常に多くありまして、一般の出品数が８２点というデータをいただいておりまして、非常に見応えがあるというものでした。草津の景色だけではなくて、日本、海外含めていろいろな写真が撮られていて、草津の皆さんがいかに写真に愛着を持っていただいているのかがわかりました。また非常に目を見張る作品がたくさんございまして、良いなと思って拝見しておりました。

ＭＯＡ美術館の草津児童作品展がイオンモールの２階で開催されていましたので、参加させていただきました。地域の子どもたちがたくさん応募されていて、皆さんの作品がたくさん並んでおり、素晴らしいなと思いましたし、また一部の作品に関しては、全国展に出展されるというふうに聞いていますので、是非そこで良い成果に繋がっていただけるとありがたいなと思っております。

「東海道を歩こう！デジタルスタンプラリー」が草津宿街道交流館で開催しております。みなくさまつりに合わせてスタートしまして、１２ヶ所を歩いてデジタルスタンプを集めるというイベントでございます。南草津から草津駅まで１２ヶ所のスポットを歩くというコースでありますが、野路の玉川が入っているが故に、ちょっと遠くなりまして、離れた場所を歩くことになっています。旧東海道なので、合ってはいるのですが、大変だなというところもありますが、参加してきました。街道交流館を起点に６キロぐらい歩きました。旧東海道を改めて歩くのは草津市民の方でも最近減っているので非常にいい機会だなと思いました。

また、景品の缶バッチですが松原中学校の生徒が職業体験に来られた時に作っていただいたと伺っております。大学生だったり中学生だったり、いろいろな方々の力でプロジェクトが成り立っていることも含めて、非常にいい連携が出来ているなと思っておりました。以上です。

藤田教育長　それでは、「教育長報告」につきましては、以上で終わらせていただきます。

――――日程第４――――

藤田教育長　次に、日程第４、付議事項に移ります。

「議第６４号から議第７５号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることにつきまして」は、市議会１１月定例会に関する議案であり、現時点では公表されていない議案であることから、会議を公開しないこととすべきであると思います。

「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第１４条第７号では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となってございますので、この規定に基づきお諮りいたします。

議第６４号から議第７５号を公開しないこととすることについて、御異議はございませんでしょうか。

各委員　　― 異議なし ―

藤田教育長　　異議なしと認めます。

よって議第６４号から議第７５号について公開しないことといたします。

これらの議案につきましては、報告事項の終了後に審議することといたします。

次に、「議第７６号臨時代理の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長　　「議第７６号臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

議案書は別冊のその２の３ページから５ページでございます。５ページを御覧ください。

このたび、教育委員会に所属する職員の人事異動を行うに当たりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

学校政策推進課における円滑な事務執行を図るため、国スポ・障スポ推進室の職員１名につきまして、学校政策推進課への兼務を発令するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。何とぞ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長　ただいまの説明について、何か御質問、御意見がございましたら委員の皆様からお願いをいたします。

御異議ございませんでしょうか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議がないようでございますので、議第７６号は承認されたものといたします。

――――――日程第５――――――

藤田教育長　次に、日程第５、「報告事項」に移ります。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長　「報告事項１寄付受け入れ報告について」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

報告書の５９ページをお願いいたします。

詳細につきましては、一覧表に記載の通りでございますが、寄付品目記載の、トイレットペーパーを株式会社京都銀行様から、ボッチャボール、モルックを日本教育公務員弘済会滋賀支部様から、それぞれ御寄付をいただいたものでございます。

寄付受け入れ報告については以上でございます

藤田教育長　ただいまの「報告事項」につきまして、御質問等はございませんか。

それでは「報告事項」につきまして、以上で終わらせていただきます。

続きまして、先ほど非公開とした、議案の審議に移ります。

「議第６４号地方教育行政の組織および運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長　「議第６４号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」生涯学習課の古川が御説明申し上げます。

議案書は３ページから６ページでございます。６ページを御覧ください。

草津市立文化ホールの草津クレアホール、草津アミカホール、両館の指定管理料につきまして、指定管理期間では令和７年度から令和１１年度までの指定管理料６億３，８２０万円を限度額といたしまして、市議会１１月定例会において、債務負担行為に係る補正予算を提出いたしますことから、今回教育委員会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理者の指定に関する議案につきましては後ほど議第７１号で御説明を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

藤田教育長　意見等もないようでございますので、議第６４号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に「議第６５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

総務課長　「議第６５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９

条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」総務課の髙阪が御説明申し上げます。

議案書は、7ページから１５ページでございます。9ページを御覧ください。

議案名は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例です。令和４年６月１７日に公布されました刑法等の一部を改正する法律において、懲役および禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設されましたことから、その法律の施行日であります令和７年６月１日までに、本市条例中の懲役、禁錮を拘禁刑に改める必要があることから改正を行うものでございます。懲役につきましては刑務所などを刑事施設に従事して作業を義務付けている刑で、禁錮は刑事施設に従事して作業を義務づけていない刑という違いがございます。今回法律の方で拘禁刑の創設の理由につきましては、従来懲役の刑務作業が過去の犯罪に対する報い、懲らしめとして課されるということでされてきましたけれども、出所後の就労の確保等に資する機能も求められ、また禁固の方の受刑者の多くは何もせず、留置されているよりは刑務作業に参加することを希望されていることが多いことから新たな拘禁刑においては、刑務作業を含め、個々の受刑者の特性に応じて対応策ができることとされたものとなっております。

次に、改正する条例と改正内容についてでございますが、改正条例については、９条例ありまして、今、御覧いただいています９ページの、第１条草津市情報公開条例等の一部を改正する条例、第２条草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例、第３条草津市個人情報保護法施行条例、第４条草津市行政不服審査会設置条例、第５条草津市長等の退職手当に関する条例、第６条草津市職員の給与に関する条例、第７条草津市職員の退職手当に関する条例、第８条草津市の良好な環境保全条例、第９条草津市常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例でございまして、改正内容自体は、条例中の懲役禁錮を全て拘禁刑に法律に合わせて改めるものでございまして、条例改正としましては、文言のみの改正となります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

意見等もないようですので、議第６５号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第６６号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

職員課課長補佐

「議第６６号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」職員課の高井から御説明を申し上げます。

議案書の１９ページを御覧ください。

草津市職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては昨今の多様化、複雑化する行政ニーズに対応すべく組織体制を構築、強化し同時に職員の多様な働き方や、ワークライフバランスを実現するため、職員数の限度である職員定数を増員するものでございます。第２条の改正でございますが、本市の人口が令和１２年度まで増加する見込みのもと、今後の行政需要などに対応するために必要な職員数を算出し類似団体との比較均衡などを考慮した上で、現行の職員定数７９６人から７９人増員し、８７５人に改めようとするものでございます。各部局の職員定数につきましては、増員する７９人を現在の部局別の構成割合を基に案分して改正するものでございまして、具体的には第１号議会の事務部局の職員を１人増、第２号の市長の事務部局の職員を５９人増、第３号の公営企業の事務部局の職員を５人増、第４号の教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員を１４人増と改正するものでございます。また、第２条第２項の福祉事務所職員定数の改正につきましては、福祉事務所員の定数算出方法を職員単位から組織単位に改めることに伴うものでございます。最後に、付則につきましては、この条例の施行日を令和７年４月１日からとするものでございます。

以上、議第６６号の草津市職員定数条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査をいただきますようお願い申しあげます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

特に意見等もないようですので、議第６６号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第６７号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

図書館長　「議第６７号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」図書館の二井が御説明申し上げます。

議案書は２１ページから２３ページでございます。

２２ページを御覧ください。

第２期草津市健康増進施設他空調設備等改修工事請負契約の締結につきまして、市議会の議決を求める必要がございましたことから、議案提出することとなりました。本議案につきましては、市議会への議案提出に際しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき市長から意見を求められるものでございます。

２３ページを御覧ください。

工事概要につきまして御説明させていただきます。契約の目的はフェリエ南草津で市が区分所有しております５階、６階部分の空調設備等の改修工事でございます。また、空調設備の更新に合わせて停電対応型のコージェネレーションシステムを導入することで、停電時にも電力供給を行い、帰宅困難者の受け入れ体制強化を図るものでございます。

契約の方法は、条件付き一般競争入札によるものでございまして、契約の金額は２億５，０８０万円でございます。契約の相手方は、株式会社藤尾設備工業所でございます。工事場所は草津市野路１丁目、工事期間は契約締結日から令和８年２月２７日まででございます。工事の概要といたしましては、コージェネレーション１

組、エアハンドリングユニット１台、計装工事一式、屋外キュービクル、分電盤新設・改修等の工事を行おうとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

意見等もないようでございますので、議第６７号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に「議第６８号から議第７０号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は関連がございますので、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長　「議第６８号から議第７０号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

議案書は２５ページから３５ページでございます。

この３件の議題につきましては、予定価格２，０００万円以上の財産につきましては、本来、議会の議決を経て取得をすべきところ、議会の議決を経ずに取得をしていたため、財産の取得に係る追認の議案を提出するものでございます。

３件の内訳につきましては、令和２年度分が１件、令和６年度分が２件でございます。

まず、議第６８号ですが、議案書２７ページを御覧ください。取得する財産の種類は動産で、令和２年度の小学校教師用教科書・指導書一式でございます。取得価格は２，８１３万４，８７９円で、取得の相手方は株式会社平柿文仙堂でございます。

続きまして、議第６９号ですが、議案書の３１ページを御覧ください。取得する財産は動産で、令和６年度の小学校教師用教科書・指導書一式でございます。取得価格は３，９２２万５，７９８円で、取得の相手方は株式会社平柿文仙堂でございます。

続きまして、議第７０号でございますが、議案書３５ページを御

覧ください。取得する財産は同じく動産で、令和６年度の小学校デジタル教科書一式でございます。取得価格は、２，２３４万７８０円で、取得の相手方は株式会社ウチダビジネスソリューションズ草津営業所ございます。

これらにつきましては教科書が４年ごとに改訂されるもので、使用期間が４年と限られること、また一つ一つの単価が大きくなく、消耗品にて執行をしておりましたことから、条例に規定されている「財産の取得」には該当しないとの認識でございましたが、今年度になりまして、新聞報道等におきまして、他の自治体で同様の事例が全国で相次いでおりましたことから、改めて議決の要否を確認いたしましたところ、教科書等につきましては消耗品であっても「財産の取得」にあたるということを確認しましたため、今回、議案の提出に至ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。

意見等もないようですので、議第６８号から議第７０号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に「議第７１号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長　「議第７１号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」生涯学習課の古川が説明を申し上げます。

議案書の方は、３７ページから３９ページでございます。

３９ページを御覧ください。

当課が所管しております、草津アミカホールと草津クレアホールにつきましては、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づきまして、指定管理者に施設の管理運営を委託しておりますが、

令和６年度末で現在の指定期間が終了いたしますことから、市議会１１月定例会において、次期指定管理者の指定議決の議案を提出するにあたりまして、今回、教育委員会の議決を求めるものでございます。指定管理者の選定につきましては、令和６年１０月２９日に開催した、草津市指定管理者選定評価委員会において、指定管理者の候補者として公益財団法人草津市コミュニティ事業団を選定いただきました。指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

意見等もないようですので、議第７１号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第７２号から議第７５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は関連がございますので、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

児童生徒支援課長　「議第７２号から議第７５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」児童生徒支援課の好士﨑が御説明申し上げます。

議案書の方は、４１ページから５５ページです。

この件につきましては、教育集会所につきまして指定管理を求めるところ地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議第７２号につきましては、４３ページを御覧ください。

草津市立西一教育集会所につきまして、指定管理事業者を特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイに選定しました。指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっております。

議第７３号につきましては、４７ページを御覧ください。

草津市立橋岡教育集会所につきまして、指定管理者を特定非営利活動法人熱と光に選定しました。指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっております。

議第７４号につきましては、５１ページを御覧ください。

草津市立新田教育集会所につきまして、指定管理者を特定非営利活動法人心輪に選定いたしました。指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっております。

最後、第７５号につきましては５５ページを御覧ください。草津市立芦浦教育集会所につきまして、指定管理者を特定非営利活動法人ハート＆ライトに選定いたしました。指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっております。

それぞれの教育集会所について議決を求めるものでございます。

よろしく御審査いただきますよう、お願い申し上げます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

意見等もないようですので、議第７２号から議第７５号は意見なしとして市長に回答することといたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。

それでは、これをもちまして１１月定例会を終わらせていただきます。

午後３時００分　閉会